

電気通信紛争処理委員会仲裁準則の一部を改正する決定

電気通信紛争処理委員会仲裁準則（平成十五年電気通信事業紛争処理委員会決定第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(書面によつてする通知)

第二条 仲裁手続における通知を書面によつてするときは、名宛人が直接当該書面を受領した時又は名宛人の住所、常居所、営業所、事務所若しくは配達場所(名宛人が発信人からの書面の配達を受けるべき場所として指定した場所をいう。以下この条において同じ。)に当該書面が配達された時に、通知がされたものとする。

2 仲裁手続における通知を書面によつてする場合において、名宛人の住所、常居所、営業所、事務所及び配達場所の全てが相当の調査をしても分からないときは、発信人は、名宛人の最後の住所、常居所、営業所、事務所又は配達場所に宛てて当該書面を書留郵便その他配達を試みたことを証明することができ、当該書面が通常到達すべきであった時に通知がされたものとする。

(暫定保全措置)

第四条 仲裁廷は、仲裁判断があるまでの間、当事者の一方の申立てにより、他方の当事者に対し、仲裁法(平成十五年法律第三十八号)第二十四条第一項各号に掲げる措置(次項において「暫定保全措置」という。)を講ずることを命ずることができる。

2 仲裁廷は、暫定保全措置を講ずることを命ずる命令(以下「暫定保全措置命令」という。)を発するに際し、必要があるとき認めるときは、相当な担保を提供すべきことを命ずることができ、

3 保全すべき権利若しくは権利関係又は第一項の申立ての原因を欠くことが判明し、又はこれを欠くに至ったときその他

改正前

(書面によつてする通知)

第二条 仲裁手続における通知を書面によつてするときは、名あて人が直接当該書面を受領した時又は名あて人の住所、常居所、営業所、事務所若しくは配達場所(名あて人が発信人からの書面の配達を受けるべき場所として指定した場所をいう。以下この条において同じ。)に当該書面が配達された時に、通知がされたものとする。

2 仲裁手続における通知を書面によつてする場合において、名あて人の住所、常居所、営業所、事務所及び配達場所のすべてが相当の調査をしても分からないときは、発信人は、名あて人の最後の住所、常居所、営業所、事務所又は配達場所にあてて当該書面を書留郵便その他配達を試みたことを証明することができ、当該書面が通常到達すべきであった時に通知がされたものとする。

(暫定措置又は保全措置)

第四条 仲裁廷は、当事者の一方の申立てにより、いずれの当事者に対しても、紛争の対象について仲裁廷が必要と認める暫定措置又は保全措置を講ずることを命ずることができる。

2 仲裁廷は、いずれの当事者に対しても、前項の暫定措置又は保全措置を講ずるについて、相当な担保を提供すべきことを命ずることができる。

〔新設〕

の事情の変更があつたときは、仲裁廷は、申立てにより、暫定保全措置命令を取り消し、変更し、又はその効力を停止することができる。

4 前項の規定によるほか、仲裁廷は、特別の事情があると認めるときは、当事者にあらかじめ通知した上で、職権で、暫定保全措置命令を取り消し、変更し、又はその効力を停止することができる。

5 仲裁廷は、第三項の事情の変更があつたと思料するときは、当事者に対し、速やかに当該事情の変更の有無及び当該事情の変更があつたときはその内容を開示することを命ずることがができる。

6 仲裁廷は、第三項又は第四項の規定により暫定保全措置命令を取り消し、変更し、又はその効力を停止した場合において、暫定保全措置命令の申立てをした者の責めに帰すべき事由により暫定保全措置命令を発したと認めるときは、暫定保全措置命令を受けた者の申立てにより、当該暫定保全措置命令の申立てをした者に対し、これにより当該暫定保全措置命令を受けた者が受けた損害の賠償を命ずることができる。

7 電気通信紛争処理委員会運営規程（平成十三年電気通信事業紛争処理委員会決定第一号。以下「運営規程」という。）
第八条第一項の規定は、暫定保全措置命令その他のこの条の規定による命令又は決定について、準用する。

（当事者の陳述）

第十条 仲裁廷は、全ての当事者に対し、仲裁申請書に記載した事項に加えて、自己の主張、主張の根拠となる事実及び紛争の要点を、仲裁廷が定めた期間内に陳述することを命ずることができる。この場合において、当事者は、取り調べる必要があると思料する全ての証拠書類を提出し、又は提出予定

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

（当事者の陳述）

第十条 仲裁廷は、すべての当事者に対し、仲裁申請書に記載した事項に加えて、自己の主張、主張の根拠となる事実及び紛争の要点を、仲裁廷が定めた期間内に陳述することを命ずることができる。この場合において、当事者は、取り調べる必要があると思料するすべての証拠書類を提出し、又は提出

の証拠書類その他の証拠を引用することができる。

2 全ての当事者は、仲裁手続の進行中において、自己の陳述の変更又は追加をすることができる。ただし、当該変更又は追加が時機に後れてされたものであるときは、仲裁廷は、これを許さないことができる。

(当事者の守秘)

第十二条 当事者は、運営規程第八条の二の規定により閲覧した証拠資料により知り得た相手方当事者の秘密を漏らしてはならない。

(裁判所により実施する証拠調べ)

第十五条 仲裁廷又は当事者は、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定による調査の嘱託、証人尋問、鑑定、書証（当事者が文書を提出してするものを除く。）、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）に記録された情報に係る証拠調べ（当事者が電磁的記録を提出してするものを除く。）及び検証（当事者が検証の目的を提示してするものを除く。）であつて仲裁廷が必要と認めるものにつき、裁判所に対し、その実施を求め申立てをすることができる。

予定の証拠書類その他の証拠を引用することができる。

2 すべての当事者は、仲裁手続の進行中において、自己の陳述の変更又は追加をすることができる。ただし、当該変更又は追加が時機に後れてされたものであるときは、仲裁廷は、これを許さないことができる。

(当事者の守秘)

第十二条 当事者は、電気通信紛争処理委員会運営規程（平成十三年電気通信事業紛争処理委員会決定第一号）（以下「運営規程」という。）第八条の二の規定により閲覧した証拠資料により知り得た相手方当事者の秘密を漏らしてはならない。

(裁判所により実施する証拠調べ)

第十五条 仲裁廷又は当事者は、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定による調査の嘱託、証人尋問、鑑定、書証（当事者が文書を提出してするものを除く。）及び検証（当事者が検証の目的を提示してするものを除く。）であつて仲裁廷が必要と認めるものにつき、裁判所に対し、その実施を求め申立てをすることができる。

附 則

1 この決定は、令和六年十二月十七日から施行する。ただし、第十五条の改正規定は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）第二百二十七条の規定の施行の日から施行する。

2 この決定による改正後の電気通信紛争処理委員会仲裁準則第四条の規定は、この決定の施行の日以後に開始する仲裁手続について適用し、この決定の施行の日前に開始した仲裁手続については、なお従前の例による。